

第4章



行政の役割等と実施体制

- 1 それぞれの役割
- 2 組織体制

4 行政の役割等と実施体制

それぞれが役割を果たし、問題の解決を図る

本章では、行政、所有者等や地域住民が果たす役割と区が行う業務並びに組織体制及び基本的な事務の流れを示しています。

1 それぞれの役割

行政：老朽建築物等の実態を把握し、本計画に基づき所有者等に対して、問題解決に向けた相談対応、助成支援、積極的な啓発や助言・指導等を行います。

所有者等：自らの責任において適切な維持管理に努めるとともに、相続等に由来する空き家の発生抑制に努めます。

地域住民：区に対し情報提供を行うとともに、地域の建築物等が適切に管理されるよう住民間や地域活動団体等が相互に協力するように努めます。

2 組織体制

都市整備部建築安全課を窓口として、「啓発」、「調査」及び「相談や助言・指導等」の業務を行うことや、所有者等や周辺住民等からの相談等への全庁的な連携体制について示しています。

また、フローチャートを用いて、所有者等や地域住民からの相談等に対する区の事務の流れを示しています。

1 それぞれの役割

老朽建築物等がもたらす問題の背景には、家族関係、相続財産、家計状況等といった様々な要因が存在します。これらの問題を解決するためには、行政と所有者等及び地域住民の役割を明確にし、それぞれが相互に連携・協力をしていくことが必要不可欠です。

板橋区では、SDGsを推進していくことで経済・社会・環境への責任を果たしていくこととしており、国際社会の一員として取り組むべき、持続可能な開発目標であるSDGsのゴールも見据えつつ、それぞれの役割を以下に示します。

(1) 行政の役割

区は、老朽建築物等に関する実態を把握し、本計画に基づいて老朽建築物等の所有者等に対して問題解決に向けた相談窓口の設置と専門家の派遣、除却費助成等の所有者支援や積極的な啓発や助言・指導等を行います。

また、必要に応じ地域住民及びNPO・民間事業者等の民間団体とも連携し、老朽建築物等の減少に努めるための協力を行います。



(2) 所有者等の役割

所有者等（親族含む）及び居住者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な維持管理に努めるとともに、「相続」「入院」「施設入所」等により適切に管理されなくなってしまう空き家の発生抑制に努めます。



(3) 地域住民の役割

地域住民は、居住している地域又は事業活動を行っている地域に適切に管理されていない老朽建築物等が存在するときは、区に対し情報提供を行うとともに、その地域に存する建築物及びその敷地が適切に管理されるよう、地域住民や町会・自治会等の地域活動団体と相互に協力するよう努めます。



2 組織体制

(1) 相談窓口

老朽建築物等に関する相談窓口は都市整備部建築安全課とします。また、本計画に基づき、原則として、区では以下の業務を行います。

- ①啓発業務
- ②調査業務
- ③相談・指導業務

(2) 庁内の関係部署

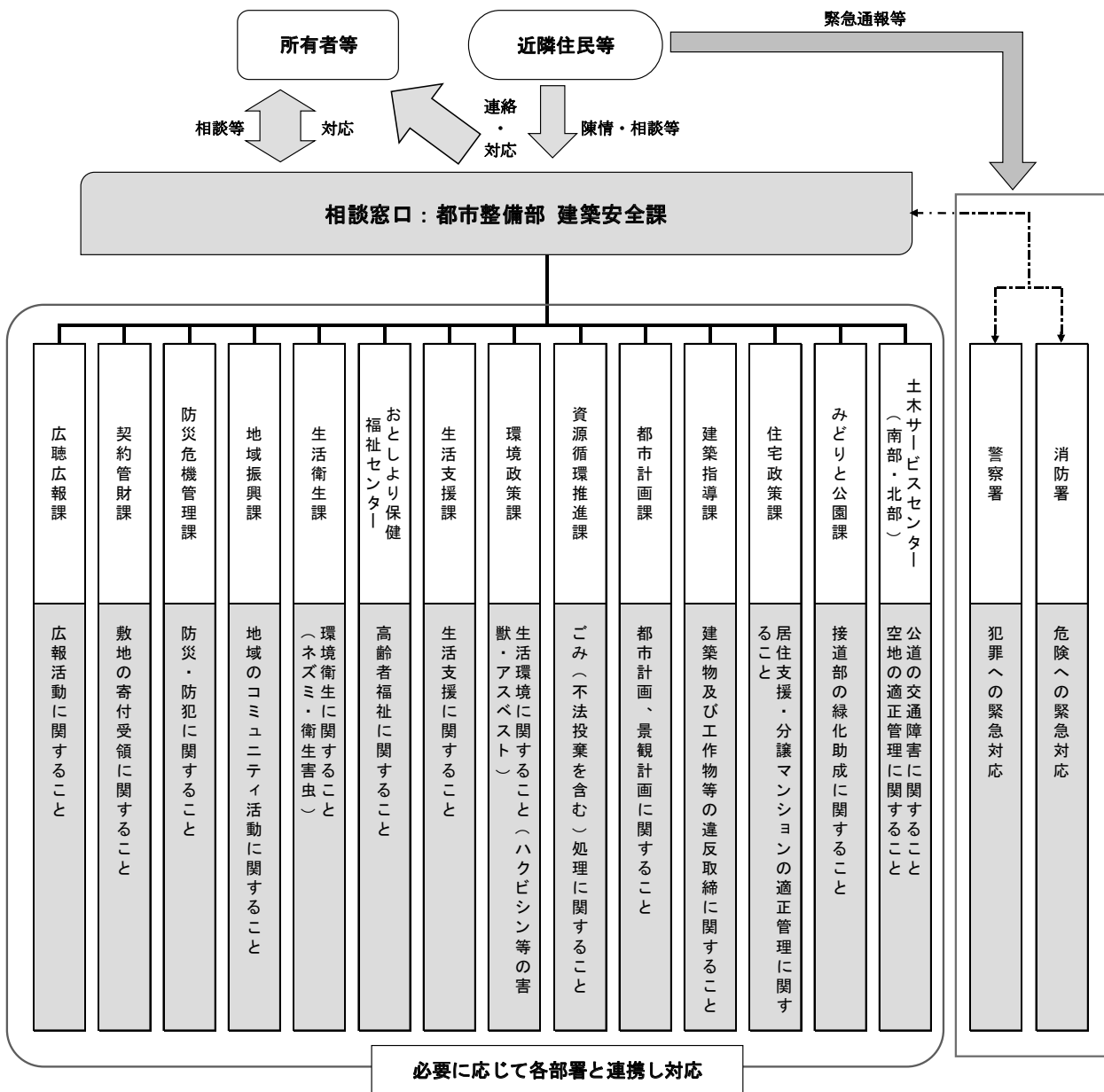


図 関係部署の連携体制

※ 区組織体制の変更等により、担当所管が変更になる場合があります。

(3) 検討会議

庁内の関係部署で組織する会議体をいいます。老朽建築物等対策全般についての検討及び連絡・調整、並びに特定空家等、特定老朽建築物の認定及び勧告等についての検討を行います。

表 検討会議委員（令和3年4月現在）

	部 署	役 職
会 長	都市整備部	都市整備部長
副会長	都市整備部	建築安全課長
委 員	政策経営部	政策企画課長
		経営改革推進課長
		財政課長
	危機管理部	防災危機管理課長
	区民文化部	地域振興課長
	健康生きがい部	生活衛生課長
		おとしより保健福祉センター所長
	福祉部	生活支援課長
	資源環境部	資源循環推進課長
	都市整備部	都市計画課長
		建築指導課長
		住宅政策課長
	土木部	みどりと公園課長
		南部土木サービスセンター所長
		北部土木サービスセンター所長

表 検討会議 部会委員（令和3年4月現在）

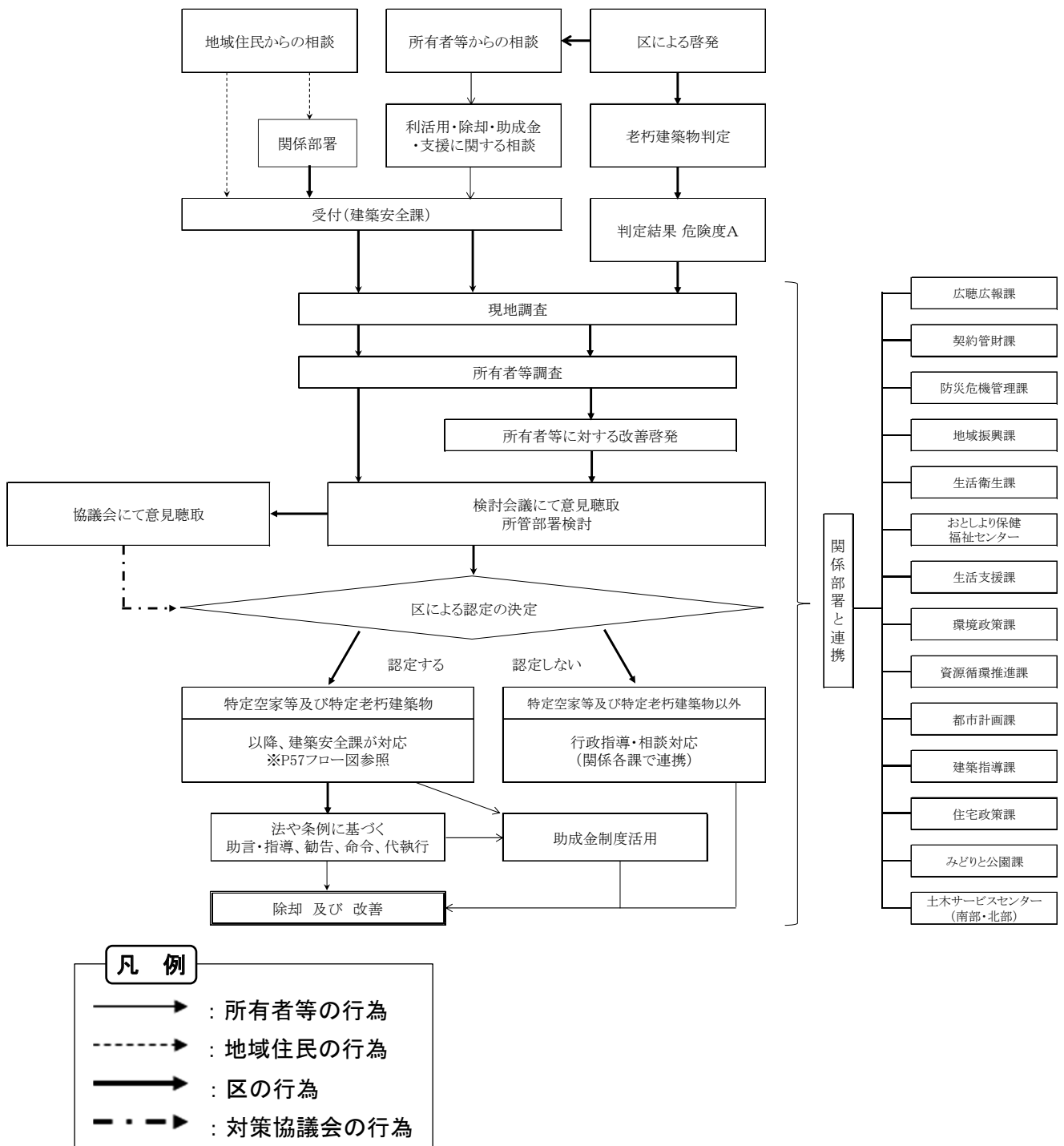
	部 署	役 職
会 長	都市整備部	建築安全課長
副会長	都市整備部	建築安全課 老朽建築物対策係長
委 員	政策経営部	政策企画課 総合調整係長
		経営改革推進課 経営改革係長
		財政課 財政担当係長
	危機管理部	防災危機管理課 危機管理係長
	区民文化部	地域振興課 地域振興係長
	健康生きがい部	生活衛生課 建築物衛生係長
		おとしより保健福祉センター 管理係長
	福祉部	生活支援課 庶務係長
	資源環境部	資源循環推進課 資源循環協働係長
	都市整備部	都市計画課 都市景観係長
		建築指導課 監察・調査係長
		住宅政策課 住宅政策推進係長
	土木部	みどりと公園課 みどり推進係長
		南部土木サービスセンター 工事調整係長
		南部土木サービスセンター 地域連携係長
北部土木サービスセンター 工事調整係長		
北部土木サービスセンター 地域連携係長		

※ 区組織体制の変更等により、担当所管が変更になる場合があります。

(4) 基本的な事務の流れ

区では、老朽建築物等に関する相談や情報提供等があった場合は、現地調査や所有者等の調査を実施し、適切な維持管理に向けた支援や啓発を所有者等に対して行います。

また、老朽建築物等がもたらす問題やその背景にある要因は、分野横断的で多岐にわたるため、行政としても庁内関係各部署がこれまで培った知見を結集して、より密接に連携、協力して問題に対処しています。



※ 原則、上記フロー図に基づいて事務を行うが、人命に危害が及ぶおそれのある場合等の緊急時には所管の警察、消防及び区関係部署と連携し柔軟に対応します。

